

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「歴史・文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、津市

3 地域再生計画の区域

三重県津市美杉・一志地域

4 地域再生計画の目標

(地域の現状と課題)

本市南部に位置する美杉・一志地域は、ほぼ全域が赤目一志峡県立自然公園、西部の山岳地域が室生赤目青山国定公園に指定されるなど緑豊かな自然に恵まれるとともに、南北朝以降に栄えた北畠氏ゆかりの史跡、旧跡・伊勢本街道など歴史的資源も豊富な地域である。

林業や農業を基幹産業として暮らしを支えてきた自然豊かで静かな地域であるが、近年は、社会・生活環境等の変化に伴い、特に若者の流出とも相まって少子高齢化と過疎化は深刻な問題となっており、今後集落の維持も心配されている。平成21年4月1日現在の高齢化率は約48%となっている。

さらに、基幹産業である林業の低迷は、森林の持つ多面的機能を損なっており、その再生が急務となっている。また、先人が残した貴重な歴史遺産を次世代に伝えるとともに、貴重な資源を活かしながら地域づくりを進めることも重要な課題となっている。

(まちづくりの方向性)

本地域は、高齢者をはじめ、地域に暮らし、地域を支える人々の活性化の源となるとともに、訪れる人々の健康づくりを支援する観点からの「健康」、荒廃が進む森林を再生・活用する観点とともに、交流や定住を促進するための地域特性としての「自然」、歴史的な資源を後世に残すとともに、歴史に着目した地域づくりを進めるための「歴史」、この3つの視点を基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりを目指している。

そのため、豊かな自然環境と森林資源を保全、活用し、これらが持つ公益的機能の維持増進を図りながら、観光による人と人との交流、林業や農業の振興、二地域居住や定住の促進などを通じて、自然の恵みを積極的に活かした空間の形成を進めていくものとする。

特に、地域活力向上のための重要施策となる観光振興においては、本地域が有す

る歴史文化の魅力を磨き上げ、全国的に発信する拠点として、多気北畠氏城館跡周辺地区を歴史文化拠点と位置づけ、歴史文化環境の保全とこれを活かした市民参画型のまちづくり（県指定無形民俗文化財「ごんぼ祭」）を進めるものとする。

また、これらの拠点の集客性を高める観点から、関係自治体などとの連携のもとに、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めていくものとする。

上記のような地域づくりを実現するため、地域住民の往来を始め観光者等の円滑な道路通行を行うための道路整備の実施を行い、「健康」・「自然」・「歴史」を中心とした地域が持つ魅力を広域的な道路ネットワークとして有機的に接続するほか、各種補助事業による歴史と文化の拠点整備や地域住民との協働による歴史・文化の伝承活動、森林セラピー基地事業などを併せて実施し、観光振興による交流人口の拡大、定住環境の整備及び産業の振興を図る。

本計画の事業実施で得られる相乗効果によって、地域内外の相互交流・連携を活性化するとともに、農林業・観光業など、地域産業の活性化に繋げ、「歴史・文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり」を目指す。

【目標 1】市道整備によるアクセス時間の短縮

- ・ 市中心地から多気北畠氏城跡までのアクセス時間の短縮 10 分

【目標 2】林業施業の効率化

- ・ 林道整備により市道から森林への到達時間 5 分短縮

【目標 3】地域資源を活かした交流人口の拡大

- ・ 観光入り込み客数 30,000 人（平成 19 年より 5 %増加）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

当地域内多気地区から市中心地及び奈良方面へのアクセスは、主要地方道一志美杉線、松阪青山線が基幹道路となるが、下之川地区の集落を通過する区間において安全性、利便性の高い道路整備により時間距離の短縮を図るため、現道のバイパスとなる路線の整備を行う。

また、既存林道の安全性・利便性向上により地域の基幹産業である森林施業の効率化を図るため、見通し不良区間の視距改善及び表面排水処理の改善・整備を行う。

その他関連事業として、多気北畠氏城館跡を中心とした歴史と文化の拠点整備、地元との協働による県指定無形民俗文化財「ごんぼ祭」を活かした地域づくりを推進するとともに、森林を活かしたヘルスツーリズムの実施により地域間交流人口の拡大を図り地域の活性化を図る。

以上により、地域再生計画の目標達成を目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 篠ヶ広山口線 : 道路法の規定する市道に平成22年3月認定。
- ・市道 山口山本線 : 道路法の規定する市道に平成22年3月認定。
- ・市道 山本三谷線 : 道路法の規定する市道に平成22年3月認定。
- ・市道 三谷上村線 : 道路法の規定する市道に平成22年3月認定。
- ・市道 三谷中津線 : 道路法の規定する市道に平成22年3月認定。
- ・市道 脇ヶ野篠ヶ広線 : 道路法の規定する市道に平成23年3月認定予定。
- ・林道 足谷寺広線 : 森林法による北伊勢地域森林計画書（平成22年1月変更）に路線を記載。

[事業主体] 市道：津市

林道：津市

[施設の種類] 市道、林道

[事業区域] 津市美杉・一志地域

[事業期間] [市道] 平成22年度～平成26年度

[林道] 平成26年度～平成26年度

[事業費] 総事業費 3,763,000千円（うち交付金 1,881,500千円）

[市道] 3,750,000千円（うち交付金 1,875,000千円）

[林道] 13,000千円（うち交付金 6,500千円）

[整備量] [市道] 5.4km

[林道] 1.8km

5-3 その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、地域再生計画を達成するため、以下の事業を一体的に進めるものとする。

① 歴史と文化の拠点整備事業（事業主体：津市）

国指定史跡の多氣北畠氏城館跡を中心として、津市と地元が一体となり、ふるさと資料館、道の駅周辺等との歴史、文化のネットワークづくりとともに、地域の伝統文化を活かしたイベントや講座を開催するなど、歴史と文化の拠点整備を進めることとしている。

② 伊勢本街道を活かした地域づくり事業（事業主体：津市及び下之川自治会連合会）

「歴史の道百選」にも選ばれた伊勢本街道の道標、家並みの保全・活用、有

形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを、津市や地元、三重県とも連携し、歴史・文化が息づく地域づくりを進めることとしている。また、一方では、地元との協働による三重県指定無形民俗文化財「ごんぼ祭」を活かした歴史・文化の伝承及び地域づくりも進める。

③ 森林セラピー基地事業（事業主体：津市）

津市が策定した事業であり、豊かな森林の恵みを活かし、森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設等）を活用したヘルスツーリズムを積極的に展開し、健康に配慮したまち歩きシステムによる新しい観光商品の確立をめざすとともに、地域における看護実習の実施など、健康をテーマとした大学コミッション（地域の中での大学の調査研究活動）の推進などにより、内外から訪れる人々の心の癒しと健康づくりをめざすこととしている。

6 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了時に、三重県、津市が本計画の数値目標の達成状況の評価を行う。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、事業実施主体において整備状況等について、評価・検討を行う。なお、評価後の公表については、三重県及び津市が行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし